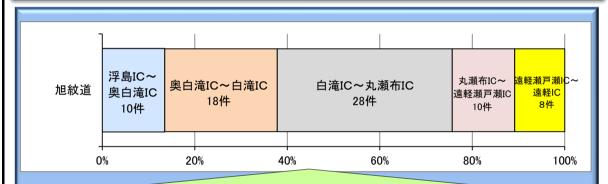
# 速度取締指針

## 北見方面本部交通課・高速道路交通警察隊速度取締りの重点

路線	区間	規制速度	
旭川紋別自動車道	上川町との境界(キロポスト49.3)~遠軽IC	70km/hまたは80km/h	

重点路線・区間以外であっても、取締りを行います。

#### 北見方面本部交通課・高速道路交通警察隊管内における交通事故実態(令和6年11月~令和7年4月末)



- ▲ 北見方面本部交通課・高速道路交通警察隊の管内では、令和6年11月~令和7年4月末までの間、 物件交通事故が74件発生しており(人身交通事故の発生は無し)、IC区間別内訳は上のグラフの とおりです。
- ▲ 発生した物件交通事故74件のうち、車両単独事故が60件、車両相互の事故が7件、動物との衝突が7件となっています。
- ▲ 10~12時、14~16時、16~18時の時間帯で交通事故が多く発生しています。

#### ~北見方面本部交通課・高速道路交通警察隊から~

- 10~18時台に最も多くの交通事故が発生しています。
- 朝夕は交通量が増加しますので車間距離をとった運転を心掛けて下さい。
- 高速道路・自動車専用道路は道路環境や景色の変化が少なく、眠気を催しやすい環境です。 眠気を感じた場合にはインターチェンジから降りて、適宜休憩をとりましょう。 (高速道路・自動車専用道路上は駐停車禁止です。)
- 冬期は天候、路面状況により臨時の速度規制(50km/h)が実施されます。

### その他の交通指導取締りの要点

## 妨害運転等の危険性が高い違反の取締りを強化します。

## 令和6年11月から令和7年4月末までの速度違反等取締り結果

路線	区間	規制速度	取締件数
旭川紋別自動車道	上川町との境界(キロポスト49.3)~遠軽IC	70キロ 80キロ	22件